

## 相当サービス<sup>※注</sup>の日割り計算についてのQ&A

※注 相当サービス＝介護予防訪問介護相当サービスおよび、介護予防通所介護相当サービスの略

### 【共通事項】

問1 月の途中から相当サービス<sup>※注</sup>を利用した場合の請求について

(答) サービス事業所と契約した日(起算日)から月末までの日数を日割り計算します。  
(日割り計算方法)  
日割単位数×契約日から月末までの日数＝請求単位数  
※詳しい日割りの基準は、別紙厚労省老健局通知(I-資料9)を参照してください。

問2 同一月に訪問型・通所型サービスとショートステイを利用した場合について

(答) 訪問型・通所型サービスを利用していた利用者が、同一月にショートステイを利用した場合は、1月の日数からショートステイを利用した日数を差し引いた日数で日割り計算します。  
(日割り計算方法)  
日割単位数×1か月の日数からショート利用日数を差し引いた日数＝請求単位数

問3 月の途中で入院し、サービスを利用しなかった場合について

(答) サービス利用していた利用者が月の途中で入院し、サービス利用ができなかった場合でも、サービス計画を設定しているため、定額報酬の請求が可能です。

問4 月の途中で第1号保険者が生活保護受給者になった場合について

(答) サービスを利用していた第1号保険者が、月の途中で生活保護受給者になった場合は、公費適用の有効期間「開始日」を起算日として、それぞれの認定期間に応じた日数を日割り計算した上で、合算した単位数を請求します。  
※サービス事業者の請求には、市生活支援課から送付される「介護券」の受給者番号の記載が必要です。介護券は毎月発券され、月毎に受給者番号が変わるので注意してください。  
※問2と同様

問5 月の途中で生活保護(みなし2号)から介護保険被保険者(65歳到達)に変更になった場合について

(答) 40歳から64歳までの生活保護みなし2号(生保単独・Hから始まる番号)から65歳に到達し、介護保険被保険者(生保併用)に移行した場合は、後者の「資格取得日」を起算日として、それぞれの認定期間に応じた日数を日割り計算し、別々に単位数を請求します。  
※生活保護(みなし2号)・・・福祉事務所が生活保護法の指定介護機関である居宅介護支援事業者等に委託し作成するものです。そのため、総合事業サービス費の10割が介護扶助(生活保護制度)から支給されます。  
※介護券については、問4と同様。

問6 月の途中でサービス事業所を変更した場合の加算について

(答) 加算の請求については、日割りの請求コードがないため、定額単位数で請求します。ただし、請求できる事業所は、月末までのサービス事業所に限られます。

問7	感染症や災害等でサービス事業所がやむを得ず休業した場合について
----	---------------------------------

(答) 当該月の日数から休業した日数を引いた日数で日割計算します。  
 ただし、一律に全利用者に対して日割計算を行うのではなく、休業した日が、サービス利用日に当たり、利用が出来なかった対象者の場合に限りです。計画どおりに利用できた場合や休業日の振替利用を行って計画回数を満たした場合は、定額単位数を請求します。

問8	サービス事業所の都合(事業所移転や施設内の工事等)で休業した場合について
----	--------------------------------------

(答) 問7と同様

問9	月の途中で他市町村へ住民票を移しサービスを終了した場合の請求について
----	------------------------------------

(答) 当該月の月初めから住民票を移した前日までの日数を日割計算し、請求します。  
 ※長野市からの「転出日」は、住民票を移す市町村の「転入日」と同日になるため、住民票を移した前日までの保険者は長野市となります。所在日数を誤ると、国保連合会の請求エラーとなりますので、地域包括支援センター担当者と十分確認を行ってください。

### 【訪問型】

問1	訪問型サービスを利用していた月の途中で区分変更し、要支援1から要支援2、または事業対象者から要支援1になった場合の請求について
----	---

(答) サービス事業所は、月の途中で要支援区分が変更になった場合、サービス利用の回数に変更がない場合は、定額単位数を請求します。サービス利用の回数に変更があった場合は、「変更日」を起算日として、要支援1と要支援2のそれぞれの認定期間に応じた日数を日割計算します。

地域包括支援センターは、給付管理票により上記を合算した単位数を請求します。合算せずに要支援1の請求分と要支援2の請求分を分けて請求すると、国保連合会の請求エラーになりますので注意してください。

※事業対象者から要支援1になった場合も上記と同様。

### 【通所型】

問1	通所型サービスを利用していた月の途中で区分変更し、要支援1から要支援2に変更になった場合の請求について
----	---

(答) 月の途中で要支援区分が変更になった場合は、「変更日」を起算日として、変更前の通所型サービスⅠと変更後の通所型サービスⅡをそれぞれの認定期間に応じた日数で日割計算をした上で、合算した単位数を請求します。

請求方法は、要支援1の認定期間の日数と、要支援2の認定期間の日数を日割計算し、要支援1と要支援2の請求単位数を合計した単位数で請求します。

合算せずに、要支援1の請求分と要支援2の請求分を分けて請求すると、国保連合会の審査で請求エラーになるため、注意してください。